

アレルギー疾患の医療提供体制について

平成 29 年 7 月 28 日厚生労働省健康局長通知「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」により、アレルギー疾患医療提供体制の整備に関する考え方が示された。

1 目的

- アレルギー疾患を有する者が、居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるようにすること。
- 体制の整備を通じて、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めること。

2 本県に求められる役割

- アレルギー疾患医療の拠点となる「福岡県アレルギー疾患医療拠点病院」（以下「県拠点病院」という。）を選定すること。
- 県拠点病院と、診療所や一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制を整備すること。
- 本県におけるアレルギー疾患の診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案し、県拠点病院を中心に実施するとともに、アレルギー疾患対策全般の施策を検討、策定するために「アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置すること。

3 アレルギー疾患医療拠点病院の役割

(1) 診療

- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対する複数の診療科が連携した診断、治療、管理

(2) 情報提供

- ・ 患者や家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報提供
- ・ 患者や家族に対する定期的な講習会の開催、地域住民に対する啓発活動等

(3) 人材育成

- ・ 医療従事者の知識や技能の向上に資する研修の実施
- ・ 保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施

(4) 研究

- ・ 県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析
- ・ 国が行う研究への協力

(5) 助言・支援

- ・ 学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対し、医学的見地からの助言、支援

4 医療連携のイメージ

